

燃料価格高騰分の収受状況 ※元請事業者、物流子会社217社に対する調査結果による。

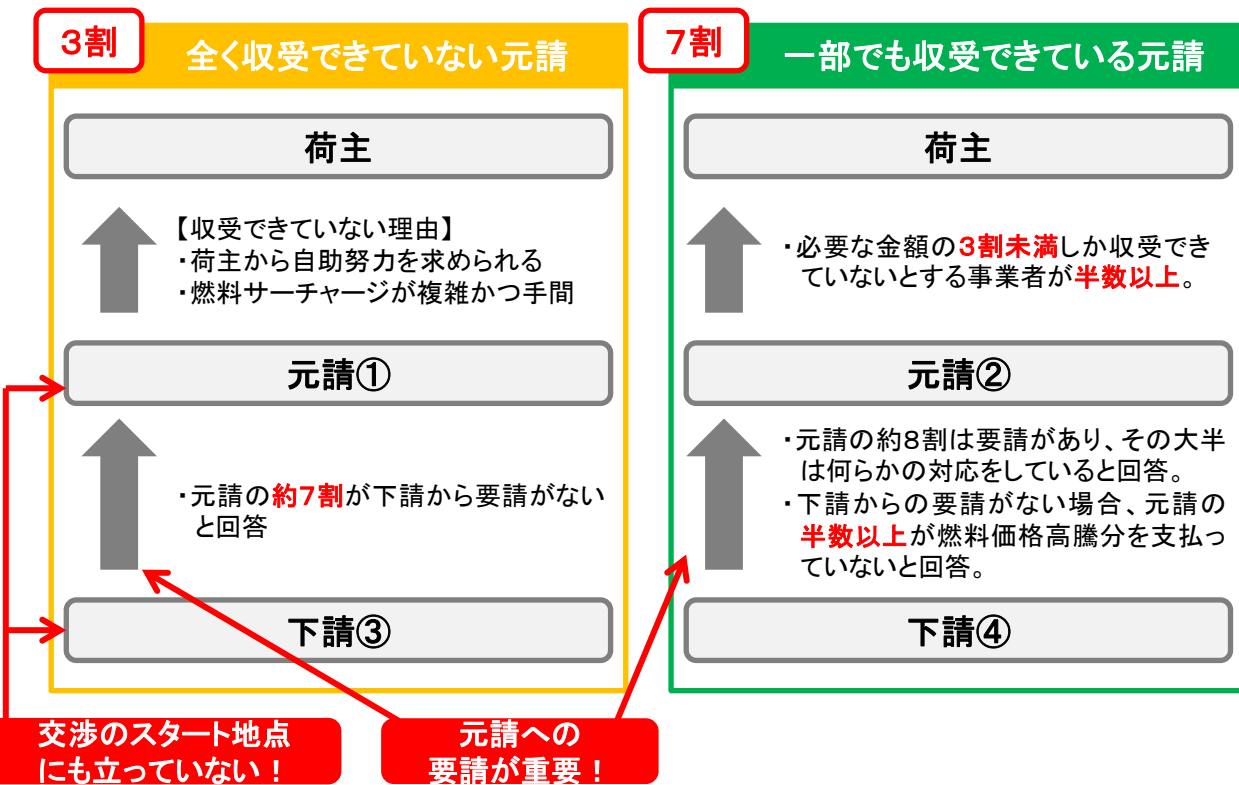
- 燃料価格転嫁については、「燃料サーチャージ制度」(運賃とは別立てで高騰分を収受)による場合と、「運賃料金改定」(一般的な運賃交渉)の中で転嫁している場合の2つがある。

(元請)

- ① **燃料価格高騰分を全く収受できていない元請事業者が約3割。**
- ② その他約7割の元請事業者についても、半数以上の事業者が必要と考える額の一部しか収受できていない。

(下請)

- ③ 上記①の元請の下請事業者の**約7割は、元請に要請すらしていない。**
- ④ 上記②の元請の下請事業者の約8割は、元請に要請しており、要請された元請の大半は何らかの対応をしている。



【荷主への転嫁方法の割合】

(燃料サーチャージとして転嫁：運賃料金として転嫁)

<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農水産品(米・野菜・果実・鮮魚等)、 ➢ スーパー、コンビニ等 	1 : 9
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 衣料品・雑貨等 	2 : 8
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 飲料水、酒・ビール、食品、生菓子・ケーキ等 	4 : 6

輸送品目別に転嫁方法を検討し、交渉することも必要

トラック事業者が交渉に取り組みやすい環境整備のため、

- ・地方運輸局、運輸支局がトラック事業者の要望に応じてきめ細かく対応
 - ・11月を「適正取引推進(サーチャージ導入・価格転嫁)強化月間」と設定
- など荷主等とトラック事業者の適正取引推進(サーチャージ導入・価格転嫁)について強力に推進

【主な実施事項】

- ① 各地方運輸局・運輸支局において定期的に適正取引推進(サーチャージ導入・価格転嫁)の説明会を開催
- ② 各地方運輸局・運輸支局職員が出張説明会を実施
- ③ 交渉の場において、各地方運輸局・運輸支局職員が、適正取引推進(サーチャージ導入・価格転嫁)について説明
 - (1)トラック事業者と荷主の交渉の場
 - (2)トラック協会が設定するトラック事業者と荷主の交渉の場
- ④ ①～③の取組とあわせ、トラック協会において、原価計算など、価格転嫁交渉に必要な知識について周知
- ⑤ 適正取引推進(サーチャージ導入・価格転嫁)強化月間の設定、相談窓口の再周知